

ペイジー口座振替受付サービス利用規定

1.【適用範囲】

- (1)「ペイジー口座振替受付サービス」(以下「本サービス」といいます。)は、当行所定の収納機関(以下「収納機関」といいます。)もしくは当該収納機関から委託を受けた法人等の窓口(以下収納機関とあわせて「取扱窓口」といいます。)に対して、当行預金者本人が本人名義の当行キャッシュカード(当行がカード規定に基づいて発行するキャッシュカードのうち普通預金(総合口座取引の普通預金を含みます。)その他当行所定のキャッシュカード。以下「カード」といいます。)を提示することにより、後記3(1)の預金口座振替契約の締結を行なうサービスです。本サービスによる預金口座振替契約の締結については、この規定により取扱います。
- (2)収納機関とは、日本マルチペイメントネットワーク運営機構(以下「運営機構」といいます。)所定の収納機関規約を承認のうえ、運営機構に収納機関として登録され、当行と預金口座振替による収納事務に関する契約に基づく預金口座振替受付事務の取扱いに関する契約を締結した法人等をいいます。
- (3)本サービスは、当該カードの発行されている預金口座(以下「当該口座」といいます。)の預金者に限り利用することができ、代理人カードは利用できません。
- (4)なお、本サービスは、当行が本サービスを利用することを承認したカードにのみ利用できることとします。

2.【利用方法】

- (1)本サービスを利用するときは、預金者は取扱窓口に設置された本サービスに係る機能を備えた端末機(以下「端末機」といいます。)の画面表示等の操作手順に従い、預金者自らカードを端末機に読み取らせ、第三者に見られないように注意しつつ端末機にカードの暗証番号と必須項目を預金者自ら入力して下さい。
- (2)本サービスの取扱いは、当行が定めた利用時間内とします。ただし、収納機関の利用時間の変動等により、当行の定める利用時間内であっても利用できない場合があります。
- (3)以下の各号に該当する場合、本サービスを利用することはできません。
停電、故障等により端末機による取扱いができない場合
取扱窓口において購入する商品または、提供をうける役務等が、収納機関が預金口座振替による支払いを受けることができないと定めた商品または役務等に該当する場合
本規定に反して利用された場合
- (4)以下の各号に該当する場合、当該カードを本サービスに利用することはできません。
当行所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合
カード(磁気ストライプの電磁的記録を含みます。)が破損している場合
当行所定の届出が提出され、カードが利用できない状態にある場合

3.【預金口座振替契約等】

- (1)前記2.(1)に暗証番号の入力が行なわれ、端末機に預金口座振替依頼の受付確認を表す電文が表示されたときに、預金者・収納機関間で預金者が収納機関に対し負担する特定の債務を預金口座振替により支払う旨の契約が成立するとともに、預金者・当行間で次の契約(以下「預金口座振替契約」といいます。)が成立するものとします。ただし、契約が成立した後に預金者が直ちに口座を解約するなど特段の事情がある場合はこの限りではありません。
- 収納機関から当行に請求書等が送付されたときは、預金者に通知することなく、請求書等記載金額を当該口座から引落しのうえ収納機関に支払うことができるものとします。
- 当行は、当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず、小切手の振出または預金通帳及び払戻請求書の提出なしに、前号の引落しを行います。
- 収納機関の指定する振替指定日(当日が銀行休業日の場合は翌営業日)において請求書等記載金額が当該口座の支払可能金額(当座貸越(総合口座取引による貸越を含みます。)を利用してできる範囲の金額を含みます。)を超えるときは、預金者に通知することなく、請求書等を収納機間に返却します。また、振替指定日に当該口座からの引落しが複数あり、その引落しの総額が当該口座の支払可能残高を超える場合は、そのいずれを引落すかは当行の任意とします。

収納機関の都合で、収納機関が預金者に対して割当てる契約者番号等が変更になったときは、当行は変更後の契約者番号で引き取扱うものとします。

- (2)預金者は、暗証番号等を入力する前に端末機の表示及び収納機関との間の契約書面等により、本サービスでの申込内容を確認するとともに、前項により預金口座振替契約が成立した後に端末機から出力される預金口座振替契約確認書(以下「確認書」といいます。)の内容を確認するものとし、確認書が自己の意に添わない場合には、直ちに確認書記載の問合わせ先に連絡して下さい。
- (3)預金口座振替契約を解約するときは、預金者から当行所定の手続きにより届出るものとします。なお、この届出がないまま長時間に渡り収納機関から請求書等の送付がない等相当の事由があるときは、当行は当該契約が終了したものとして取扱うことができるものとします。

4.【読み替規定】

カードを本サービスに利用する場合におけるやまぎんキャッシュカード規定の適用については、同規定第8条第1項中「支払機または振込機」とあるのは「端末機」と「預金の払戻し」とあるのは「本サービス」と、同規定13条中「預金機・支払機・振込機」とあるのは「端末機」と読み替えるものとします。

5.【免責事項】

- (1)次の各号の事由により預金口座振替契約の不能、遅延等があつても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
災害・事変、裁判所等公的機関の措置等止むを得ない事由があつたとき
当行または、共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じた時
収納機関の責めにより帰すべき事由があつたとき

- (2)当行が、本サービスに使用されたカードを当行が交付したものとして処理し、入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して預金口座振替契約の受付をしたうえは、カードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用、紛失その他事故があつても、そのために生じた損害については、当行は責任を負わないものとします。
- (3)本サービス及び本サービスによる預金口座振替契約について仮に紛議が生じても、当行の責めによる場合を除き、預金者と収納機関との間で遅滞なくこれを解決するものとし、当行は一切の責任を負わないものとします。

6.【規定の変更】

この規定の各条項について、金融情勢その他諸般の状況の変化その他の相当の事由があると認められる場合には、予め変更の内容及び取扱いの期日を店頭表示その他の方法で公表し、その期日到来と共に変更規定が発効するものとするお取扱いをさせていただく場合があります。

7.【規定の準用】

この規定に定めのない事項については、やまぎんキャッシュカード規定、普通預金規定、総合口座取引規定等により取扱います。